

厚生委員会記録

開催日時 平成28年6月20日(月) 13:03~14:41

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

小林 照代 委員長
井岡 正徳 副委員長
猪奥 美里 委員
中川 崇 委員
米田 忠則 委員
出口 武男 委員
秋本登志嗣 委員
小泉 米造 委員
梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 土井 健康福祉部長

福西 こども・女性局長

渡辺 医療政策部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第57号 奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

議第58号 奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

議第72号 公立大学法人奈良県立医科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

報第 1号 平成27年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について
平成27年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(厚生委員会所管分)

報第 5号 一般財団法人奈良県健康づくり財団の経営状況の報告について

報第17号 なら歯と口腔の健康づくり計画に基づく施策の実施状況の報告
について

(2) その他

<会議の経過>

○小林委員長 ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室をしていただきますので、ご承知ください。

案件に入ります前に、4月1日付で議会事務局に異動がありましたので、事務局次長から新任担当書記の紹介をお願いします。

○小西事務局次長 新任担当書記を紹介いたします。

松石書記でございます。よろしくお願いします。

○小林委員長 次に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。今般の組織の見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に配付しております資料のとおり変更し、出席要求しておりますので、ご了承願います。

次に、4月1日付で理事者に異動がありましたので、健康福祉部長、こども・女性局長、医療政策部長の順に、自己紹介または異動のあった職員の紹介をお願いします。

○土井健康福祉部長 それでは、私から健康福祉部の関係者のご紹介を申し上げます。

まず、健康福祉部次長（企画管理室長事務取扱）の橋本次長でございます。

○橋本健康福祉部次長（企画管理室長事務取扱） 橋本です。よろしくお願いします。

○土井健康福祉部長 続きまして、監査指導室の辰巳室長でございます。

○辰巳監査指導室長 辰巳でございます。よろしくお願いいたします。

○土井健康福祉部長 続きまして、長寿社会課の筒井課長でございます。

○筒井長寿社会課長 筒井でございます。よろしくお願いいたします。

○土井健康福祉部長 続きまして、保険指導課の西野課長でございます。

○西野保険指導課長 西野でございます。よろしくお願いいたします。

○土井健康福祉部長 最後に、健康づくり推進課の村田課長でございます。

○村田健康づくり推進課長 村田でございます。よろしくお願いいたします。

○土井健康福祉部長 よろしく願いいたします。

○福西こども・女性局長 4月1日付で、こども・女性局長を拝命いたしました福西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、こども・女性局の異動のありました職員をご紹介します。

米田こども・女性局次長でございます。

○米田こども・女性局次長 米田でございます。よろしくお願いいたします。

○福西こども・女性局長 金剛女性活躍推進課長でございます。

○金剛女性活躍推進課長 金剛でございます。よろしくお願いいたします。

○福西こども・女性局長 正垣子育て支援課長でございます。

○正垣子育て支援課長 正垣でございます。よろしくお願いいたします。

○福西こども・女性局長 乾こども家庭課長でございます。

○乾こども家庭課長 乾でございます。よろしくお願いいたします。

○福西こども・女性局長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○渡辺医療政策部長 では、私から、医療政策部のメンバーをご紹介します。お手元の座席表をごらんいただきながらお願いいたします。

まず、林医療政策部理事でございます。

○林医療政策部理事（地域包括ケア推進担当）兼健康福祉部理事 林でございます。よろしくお願いいたします。

○渡辺医療政策部長 続きまして、河合知事公室審議官でございます。

○河合知事公室審議官（医大・周辺まちづくりプロジェクト担当）兼医療政策部次長兼まちづくり推進局次長 河合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡辺医療政策部長 続きまして、青山医療政策部次長でございます。

○青山医療政策部次長（企画管理室長事務取扱） 青山でございます。よろしくお願いいたします。

○渡辺医療政策部長 続きまして、西村地域医療連携課長でございます。

○西村地域医療連携課長 西村でございます。よろしくお願いいたします。

○渡辺医療政策部長 続きまして、岡本新総合医療センター建設室長でございます。

○岡本新総合医療センター建設室長 岡本でございます。よろしくお願いいたします。

○渡辺医療政策部長 最後に、中井保健予防課長でございます。

○中井保健予防課長 中井でございます。よろしくお願いいたします。

○渡辺医療政策部長 よろしくをお願いいたします。

○小林委員長 それでは、本日の委員会より、委員会審議の充実を図るため情報端末の使用を認めることとなりました。委員会における情報端末の使用に関する申し合わせ事項を

お手元に配付しておりますのでご参照願います。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、健康福祉部長、こども・女性局長、医療政策部長の順に説明をお願いします。

○土井健康福祉部長 それでは、6月定例県議会提出議案のうち、健康福祉部に係ります議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、報第1号、平成27年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告につきまして、「第324回定例県議会提出議案」に基づきましてご説明を申し上げます。

42ページをお願いいたします。4、健康福祉費のうち、1、地域福祉費、2、障害福祉費、3、長寿社会費でございます。まず、地域福祉費の年金生活者等支援臨時福祉給付金広報事業並びに障害者グループホーム等整備事業につきましては、国の平成27年度補正に伴い、2月補正予算に計上したものにつきまして記載の金額を繰り越したものでございます。県立障害福祉施設建替整備事業につきましては、開発の前提となります敷地の境界確定等に不測の日時を要しましたことから、記載の金額を繰り越したものでございます。老人福祉施設整備事業並びに地域密着型サービス施設等整備促進事業につきましては、事業主体のおくれにより記載の金額を繰り越したものでございます。

続きまして、報第5号、一般財団法人奈良県健康づくり財団の経営状況につきまして、ご報告を申し上げます。

平成27年度業務報告書をお願いいたします。

1ページ、平成27年度の事業報告でございます。Ⅱ、事業の概要1、健診事業につきましては、労働安全衛生法に基づく事業所健診、学校保健安全法に基づく学校健診、がん検診など記載のとおりでございます。

続きまして、2、がんに関する知識の普及啓発事業につきましては、奈良県がん征圧大会を開催するなど、記載のとおりでございます。

2ページ、(3)のがんに関する予防の研究につきましては、記載の3つのテーマに対

しまして、それぞれ年額30万円の助成を行っております。

3、検査機器等の更新及び導入につきましては、心電計等の更新や、胸部エックス線骨組織透過ソリューションの導入を行いました。

3ページ、健診ごとに事業の報告を申し上げます。まず、1、事業所健診につきましては、平成27年度の受診者は合計で6万7,776人、前年度に比べますと4.6%の増となっております。2、学校健診につきましては、同じく合計で4万2,652人、前年度と比べて1.8%の減となっております。

4ページ3、住民健診につきましては、同じく合計で2万1,539人、9.8%の減となっております。これは肺がん検診につきましては、3つの市と村におきまして、他の健診日程との調整が整わなかったことによるものでございます。4、人間ドックにつきましては、同じく合計で2万4,330人、前年度と比較して9.2%の増となっております。

5ページ、貸借対照表でございます。Ⅰ、資産の部でございます。流動資産合計が5億7,000万円余、固定資産合計で1億7,100万円余、資産合計で7億4,200万円余でございます。Ⅱの負債の部でございますが、負債合計で7,100万円余でございます。Ⅲ、正味財産の部では、正味財産合計で6億7,000万円余でございます。

8ページ、正味財産増減計算書でございます。まず(1)の経常収益でございますが、事業収入といたしまして、事業所健診が4億1,200万円余、人間ドックが3億3,200万円余など、経常収益計で9億400万円余となっております。これは健診等の受診者数の増加に伴いまして、前年度と比べまして事業所健診が2,300万円余、人間ドックが1,000万円余増加していることによるものでございます。なお、その他収入が700万円余減少しておりますが、これは前年度におきまして他年度の減価償却にかかる修正申告を行いまして、その修正額をこの科目に計上したことによるものでございます。次に、(2)経常費用でございますが、これは給料手当の2億2,300万円余などでございます。経常費用計で8億3,800万円余となっております。前年度と比べまして、3,500万円余の増加となっております。主な理由につきましては、放射線技師の欠員補充等による給料手当の増、健診受診者数の増に伴う報償費、委託費、材料費などの増によるものでございます。当期経常増減額につきましては、差し引き6,600万円余の黒字となっております。

続きまして、「平成28年度事業計画書」をお願いいたします。

1ページⅡの事業の概要1、健診事業といたしましては、平成27年度と同様、労働安

全衛生法に基づく各事業所健診など、記載の事業を推進することといたしております。

次の2、がんに関する知識の普及啓発事業といたしましては、これも平成27年度と同様、普及啓発事業の推進など、記載の事業を推進することといたしております。

2ページ、3の中長期の経営安定化を目指してといたしまして、胃部検診車のデジタル機器積替え、ストレスチェックシステムの導入などを行うほか、建物の外壁等の修繕工事を行うことといたしております。

4ページ収支予算でございます。(1)の経常収益の事業収入といたしましては、事業所健診の4億800万円余など、経常収益で9億300万円余を計上いたしております。なお、その他収入が1,300万円余増加しておりますが、これは建物の修繕に伴います田原本町からの分担金収入を計上したことによるものでございます。次に、(2)の経常費用といたしましては、給料手当の2億3,200万円余、修繕費では建物の修繕工事費の5,900万円など、経常費用計で8億8,000万円余を計上いたしております。当期経常増減額といたしましては、差し引き2,300万円余の黒字を見込んでおります。

一般財団法人奈良県健康づくり財団の経営状況については以上でございます。

最後に、報第17号、なら歯と口腔の健康づくり条例第8条に基づきまして、なら歯と口腔の健康づくり計画に基づく施策の実施状況につきましてご報告を申し上げます。

「平成27年度なら歯と口腔の健康づくり計画に基づく施策の実施状況報告書」をお願いいたします。

1ページ歯科口腔保健に関する施策につきましては、ライフステージごとの取り組みなど、三本の柱でもって推進をしております。

2ページ施策の実施状況でございます。まず、ライフステージごとの取り組みにつきましては、(1)の歯科衛生士産科医療機関派遣モデル事業といたしまして、記載の2つの施設におきまして、妊婦の歯周病予防指導を実施いたしました。

3ページ(5)の事業所等口腔保健出前説明会では、重度歯周疾患の罹患予備軍である若中年者を対象に、9つの施設において健康教育等を実施いたしました。

4ページ(7)の地域巡回指導・普及啓発事業でございます。12市町村で計22回、905人の高齢者を対象に健康の維持、増進に向けた指導等を実施いたしました。

6ページ、定期的に歯科検診または歯科医療を受けることが困難な人への対応でございます。(1)に記載のとおり、心身障害者(児)に対しまして、歯科診療等を行うため、県社会福祉総合センター内におきまして歯科衛生診療所を運営いたしました。

7 ページ社会環境の整備でございますが、8 ページの(2)市町村歯科口腔保健検討事業といたしまして、保健所管内の市町村単位で歯科口腔保健の推進に関する検討等を実施したところでございます。

12 ページ平成27年度新たに実施する事業でございます。(8)在宅歯科医療連携体制推進事業では、在宅歯科医療を提供する歯科医師等を養成するため、研修会を開催いたしました。訪問歯科診療車整備支援事業では、記載のとおり訪問歯科診療車の整備に対しまして補助金を交付いたしました。

13 ページ以降には22の指標の進捗状況、17 ページ以降には参考データを記載しております。

以上が健康福祉部に係ります議案のご説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○福西こども・女性局長 続きまして、こども・女性局に係る議案につきましてご説明いたします。

最初に、こども・女性局に係る条例案につきまして、「厚生委員会資料(条例)」に基づきご説明いたします。

1 ページ奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、国の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項に基づき、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正により、当分の間、認定こども園の職員資格に関する特例を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。条文は4ページから5ページに、新旧対照表は6ページから8ページの記載のとおりでございます。

9 ページ、奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは国の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正により、当分の間、幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。条文は11ページから12ページに、新旧対照表は13ページから15ページに記載のとおりでございます。

以上、こども・女性局に係ります条例の概要でございます。

続きまして、「第324回定例県議会提出議案」に基づきまして、報第1号、平成27年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について、こども・女性局該当の部分、ご説明

いたします。

42ページ4、健康福祉費のうち、4、こども・女性費でございます。最下段の若者のためのライフプラン応援講座開催事業、43ページ、地域・職場における「縁結び」事業、結婚新生活支援事業費補助金、「なら子育て応援団」広報・啓発事業、地域少子化対策重点推進交付金市町村補助金、アウトリーチ型子育て支援モデル事業、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付原資造成補助金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付原資造成補助金、女性起業家・経営者活躍促進事業、翻訳者養成事業、市町村地域女性活躍推進補助金、女性の活躍促進情報発信事業の12事業につきましては、国の平成27年度補正に伴い、2月補正予算に計上したものにつきまして記載の金額を繰り越したものでございます。なお、若者のためのライフプラン応援講座開催事業、地域・職場における「縁結び」事業、市町村地域女性活躍推進補助金の3事業につきましては、国庫が不採択となったことなどにより繰越額はございません。

43ページ安心子育て支援対策事業及び放課後児童クラブ施設整備費補助につきましては、事業主体のおくれにより記載の金額を繰り越したものでございます。

こども・女性局に関する議案の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡辺医療政策部長 医療政策部所管の6月議会提出議案につきましてご説明いたします。

「第324回定例県議会提出議案」議第72号、公立大学法人奈良県立医科大学が徴収する料金の上限の変更の認可につきましてご説明いたします。

37ページ、保険医療機関及び保険医療養担当規則等の改正により、公立大学法人奈良県立医科大学が徴収する料金の上限の変更を認可することについて、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により議決を求めるものでございます。

続きまして、報第1号、平成27年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告につきましてご説明いたします。

43ページ5、医療政策費の次代の親育成事業、漢方メッカ推進プロジェクト事業の2事業につきましては、国の平成27年度補正に伴い、2月補正予算に計上したものにつきまして記載の金額を繰り越したものとなっております。

医療政策部所管の6月議会提出議案は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○小林委員長 それでは、ただいまの説明について質疑があれば、ご発言を願います。な

お、その他の事項につきましては、後ほど質疑の時間を設けますので、ご了承願います。

○中川委員 私からは1点、条例案につきまして気になるところがございましたので、質問させていただきます。

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例につきまして、条文中はですね、知事が幼稚園の教員免許状または保育士証を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とする事ができるとございます。また、もう一つの条例案、奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の文中で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とする事ができるという文言がございます。知事が認めると書いてあるのですけれども、どのような手続を踏んだら認めてもらうことができるのかについて質問させていただきます。以上です。

○正垣子育て支援課長 認定こども園関係の条例改正についてでございます。

今回の認定こども園に係ります条例改正につきましては、待機児童を解消するまでの緊急的、時限的な対応としての人員配置の弾力化等に関するものでございます。国の省令改正に伴いまして、県の関係条例を改正するものでございます。

改正内容のうち、知事が幼稚園教諭または保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者につきましてですけれども、保育補助など保育業務に従事した経験がある方や県が保育人材として養成しています子育て支援員の研修を終了された方などを定める予定をしております。以上の内容につきまして、奈良県事務決裁規程によりまして、こども・女性局長が決裁を行っているところでございます。以上でございます。

○中川委員 よくわかりました。ただ、本人が認めてもらいたいと思った場合、どのような手続を踏んだらいいのかについていかがでしょうか。

○正垣子育て支援課長 今申し上げましたような基準を、県で定めてまいります。例えば子育て支援員の研修を終了した方、あるいは保育補助に従事されている方が対象となってまいります。その職につきたいという方につきましては、県にご相談いただいてという形で考えています。以上でございます。

○中川委員 ありがとうございます。本人が直接申し出るのか、あるいは園長から要望が出るのか、それはいろいろと思うのですけれども、書類上の手続としまして、その園を通じて、こども・女性局に何か書類で申請をするという理解でいいのでしょうか。

○福西こども・女性局長 今の基準を定めたものを、各民間の保育士でありますとか、公

立保育園に、一斉に通知をさせていただきます。あくまでも採用に関しましては、各施設長のご判断によるものでございます。先ほど課長が申しました、県民の方が、私はどう該当するだろうかという問いかけについては県にご照会ということになると思うのですが、お雇いになった園で迷いがあれば、ご照会いただくという形になると思いますけれども、あくまでも施設長がご判断されます。その中で雇うということのご判断をいただくこととなりますので、その手続については特にご報告事務とかいうことはございません。ただ、どういう形でやっているかということは年1回の監査をいたしますので、そのところでしっかりと見てまいりたいと考えております。以上でございます。

○中川委員 よくわかりました。以上です。

○小林委員長 他にございませんか。

ほかになければ、これをもちまして付託議案に対する質疑は終わります。

続いて、付託議案につきまして、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○井岡副委員長 自民党は全議案に賛成します。

○小泉委員 自民党奈良は賛成いたします。

○梶川委員 創生奈良は賛成いたします。

○中川委員 なら維新の会も賛成いたします。

○猪奥委員 民進党も賛成です。

○小林委員長 それでは、これより付託を受けました各議案について、採決を行います。

採決は、簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

議第57号、議第58号及び議第72号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって、ただいまの議案3件につきましては原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、報告案件についてであります。報第1号中、当委員会所管分、報第5号及び報第17号については、先ほどの説明をもって理事者には詳細な報告をいただいたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他事項に入ります。

健康福祉部長から奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例の推進について、医療政策部長から奈良県総合医療センター整備の進捗状況について、他1件について報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告願います。

○土井健康福祉部長 それでは、障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例の推進についてという資料に基づきまして、条例の全面施行以降の取り組み状況等につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

まずはこの冊子の1ページをお願いいたします。取り組み状況でございますが、まず、(1)の施行体制の整備でございます。4月1日から障害福祉課に相談窓口を開設をいたしております。相談体制といたしましては、専任相談員を2名配置ということでございます。相談実績につきましては、この5月31日現在の件数でございますが11件となっております。また、県職員を対象といたしました職員対応要領を策定いたしまして、全所属を対象に説明会を実施いたしております。県が率先して合理的な配慮の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、その下、下段でございますが、普及・啓発につきましては、本日、添付をさせていただきます、この概要版でございます。不利益な取り扱いの具体的事例や合理的な配慮の好事例をわかりやすく整理をいたしましたガイドラインを作成いたしております。今後、周知とともに研修会等でも教材という形で活用を予定しているところでございます。

また、関係団体、企業等や市町村職員に対する説明会にも取り組んでいるところでございます。5月末までの2カ月間でございますが、下の表にございますように、合計19回開催をいたしてございまして、830の方に受講をいただいている状況でございます。

次、2ページ今後の取り組みでございます。まず、(1)条例の認知度の向上についてでございます。条例につきましては、広く県民の皆様にご存知いただくために、さらに広報等に努めてまいりたいと考えてございます。条例の内容をコンパクトにまとめたポケット冊子や啓発グッズを作成するほか、記載の県民フォーラムの開催なども計画をしているところでございます。次に、障害特性や合理的配慮に関する県民理解の促進につきましては、まほろば「あいサポート運動」を推進する協議会の推進体制を拡大いたしまして、この協議会を核に推進をしてまいりたいと考えてございます。また、意思表示マークにつきましてもその導入・普及に向けまして、ただいま検討準備を進めているところでござい

す。

報告は以上でございます。引き続き、条例の推進にお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○渡辺医療政策部長 では、私から奈良県総合医療センター整備の進捗状況についてご報告いたします。

資料2「奈良県総合医療センター整備の進捗状況について」をご準備ください。

まず、この資料左上が4月22日現在の工事現場の全体の状況でございます。航空写真でございます。奈良県総合医療センターの整備につきましては、平成25年9月議会でご承認をいただいて進めてまいりました。造成工事が昨年9月に完了し、現在、建築工事を鋭意進めており、計画工程どおり順調に工事が進捗しております。

5月23日現在の進捗状況でございますが、資料中央に計画平面図及び写真を添付しておりますのでご確認ください。まず、受電施設などの電気機械設備を設置するエネルギーセンター棟及び地下の放射線治療棟につきましては、建築の躯体工事が完了いたしました。また、外来診療棟、病棟、教育研修棟につきましては、免震装置の設置を含め基礎工事が完了した箇所から、この6月より本体の鉄骨組み立てに着手しており、今年度中に組み立てを完了させる予定です。また、その他、外構等の工事につきましては、下水道管の布設や西側の駐車場の緑化ブロック積擁壁及び通路工、また上水道管の布設などの工事を実施しているところでございます。引き続き、平成29年12月の工事完成を目指し、工事を推進してまいります。

以上で、新奈良県総合医療センターの進捗状況についてご説明させていただきました。

続きまして、南奈良総合医療センターの開院後の状況につきましては、資料3-1、3-2を用いてご説明いたします。

4月に、南奈良総合医療センターが大淀町福神にオープンいたしましたので、その開院後の状況ということです。

資料の左側に、平成28年4月、5月の稼働状況を表で記載しております。そのうち南奈良総合医療センターの入院、外来、そして救急搬送の受け入れというところを中心に説明いたします。まず、患者数の推移で、入院患者数ですけれども、4月が2,804人、5月が5,625人と順調に増加しております。平均病床稼働率も4月は40.3%でございましたが、5月には78.2%に到達しております。

また、棒グラフの右上にピンクの網かけで記載しておりますが、5月31日には総病床

数232床のうち203床が稼働しておりまして、稼働率は87.5%となっております。

次に外来の患者数でございますが、4月は7,318人、5月が9,484人と着実に増加しております。1日当たりの平均患者数で見ますと、4月が385.2人、そして5月が499.2人と、こちらも順調に増加しております。

続きまして、救急搬送の受け入れ件数でございます。4月が368件、5月が412件、合計780件の救急患者さんの受け入れがございまして、1日当たりの平均受け入れ件数にしますと、5月は13.3件となっております。昨年度の受け入れ件数を左、この資料3-1の左の下の方に記載しておりますが、五條病院と大淀病院と吉野病院の3病院当たり1日5.7件でございましたけれども、この5月の実績で1日当たり13.3件となりますので、2倍以上の増加となっております。また、吉野病院と五條診療所の状況につきましては、こちらに記載のとおりでございますが、吉野病院は診療科を削減していることなどから、昨年度に比べまして患者数は減少しております。

続きまして、資料3-2をご確認ください。4月度の外来及び入院患者につきまして、どの地域から南奈良医療センターに来院していただいたのかを整理した円グラフとなっております。

上段左側の円グラフですけれども、外来の2次医療圏別の患者割合について整理しております。口腔外科を除きまして、患者数約7,235人のうち9割に当たります6,559件が、南和医療圏からご来院いただいている状況となっております。また、県外からは和歌山県の66人を筆頭に、計261人の方にご来院いただいております。

円グラフの右上をごらんください。入院の医療圏別の患者割合について整理した表です。患者数307名のうち約9割に当たります288名が南和医療圏、そして中和医療圏からご来院いただいております。

下の円グラフですけれども、南和医療圏の中で、市町村別の患者割合について整理したのが、下の2つの円グラフとなります。外来、入院とも、地元大淀町、そして近隣の五條市などからが大半を占めておりますが、下北山村や十津川村からもご来院いただいております。広く南和地域全体からお越しいただいている状況でございます。

今後とも、南和地域の方々に自分たちの病院だという愛着を持っていただきまして、現在、他の地域で入院されたり、受診されたりしている方々にも、この病院を利用していただきますよう、県としても可能な限り支援をしてみたいと考えております。

以上で、南奈良総合医療センターの開院後の状況につきましてご報告させていただきました。

○小林委員長 それでは、ただいまの報告またはその他の事項を含めまして質疑があれば、ご発言願います。（発言する者あり）はい、その他の事項について。

○中川委員 先ほど説明いただいた資料の話ではないのですけれども、梶川委員からも議場で質問があった子宮頸がんワクチンにつきましてですけれども、3月16日に厚生労働省で、子宮頸がん予防ワクチンに関する研究会がございまして、ここではどのような研究会の発表があったのかということにつきまして、改めて概要を説明いただきたいのと、それが県行政にどのような影響を与えるものであったのかということにつきまして、よろしく願います。予算委員会の審議中でございまして、私も行こうかと思っていたのですが、けれども行けなかったもので、よろしく願います。

○中井保健予防課長 子宮頸がんワクチンを接種後に、頭痛や関節の痛みや全身の倦怠感とか、学習障害とかの症状が出ていますので、今現在はワクチンの積極的な勧奨は差し控えています。それと同時に、国はその病態や治療法について、2つの班をつくって研究を進めてきております。委員がお述べの3月に開催された研究会は、現段階での研究成果の発表会で、主にワクチン接種後の症状の診療を行う都道府県の協力医療機関、つまり奈良県でしたら県立医大ですが、県からは県立医大病院の産婦人科の医師が参加したところでございます。

その研究の内容につきましては、一つにはワクチン接種後の神経障害に関する治療法についての研究、もう一つは慢性の痛みに着目した治療法の研究、この2つでございまして。

まず、神経障害に関する治療法の研究の途中経過の成果としましては、研究班の代表が信州大学の池田教授でございまして、同大学の大学病院を受診した方のうち、ワクチンの副作用として否定できない症例を研究されています。その結果、主な症状は頭痛、全身倦怠感、それから学習障害等で、頭痛とか全身の倦怠感につきましては、自律神経の障害及び関節炎が関係する可能性があるという報告されています。また、学習障害につきましては、高次脳機能障害が関連している可能性があるという報告されました。その報告を受けまして、症状の原因や病態が不明確な現状での治療につきましては、患者の現在の状態にあった治療を適切に、対症療法ですが、選択することが重要であるという報告を出されています。

もう1点、2つ目の研究の、痛みに着目した治療法の研究につきましては、ワクチンの接種後に多様な症状が生じた、204の症例がございまして、その症例についての報告が

されました。痛みには神経とか組織の障害、それから心理的、社会的な要因等、さまざまな原因がございまして、血液検査とか画像診断では明確な所見が見当たらないようなケースも多数ありまして、診断時の患者への対応が治療法、どういう治療法がいいかというのが紹介されました。

なお、これらの研究につきましては、まだ研究途上でございまして、データ数も少ないことから、直ちにワクチンと脳の症状との因果関係を示したものではないという国の見解もございまして。今後の研究成果を待つ必要があると思われまして。ただ、委員お述べのように、今、その結果がどう生かされているかということですが、こうした研究によりまして、日本医師会等が、ワクチン接種後に生じた症状に対する診療の手引を作成しまして、患者からの訴える痛みは神経系の変調によるもので、患者自身のせいではないということをお患者に説明するなど、適切な診療に生かされているものと思われまして。

県としましては、研究が進み、地域の医療機関で適切な診療を受けることができる状態になることを期待するとともに、これまでどおりワクチン接種後に症状が生じた方の相談窓口として、国の救済制度または医療につながるように一人一人に寄り添いながら取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○中川委員 ご説明いただきましてありがとうございます。特に県行政に関するお話以外に日本医師会のことについてもよくわかりました。以上です。

○猪奥委員 質問をさせていただきます。

まず、先ほどご説明をいただいた奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例の推進についてで、ガイドラインということで概要版をお配りいただきましたけれども、これはどなた向けにご説明していただく用の資料としてつくっていただいたものでしょうか。

○芝池障害福祉課長 猪奥委員の質問についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、県民、事業者、それから行政につきましても、各種研修会で使用させていただいております。ただ、事業者に関しましては、厚生労働省で事業者向け、その事業の内容を踏まえたガイドラインも策定されておりますので、それもあわせて紹介させていただいている次第でございます。

○猪奥委員 広く県民向け、事業者向けということですがけれども、中身を拝見させていただきますと、一つ一つルビが打ってあって、できるだけわかりやすいように心がけておられるのかなとは思っておりますけれども、どなた向けにおつくりになられたものなのか、対誰

なのかが見てもわかりづらいかと思うのです。ルビがないと読めないような方には難し過ぎる内容でございますし、それぞれの中身、恐らくルビがないとわからない方に関しては事業者向けの細かいものをおつくりなられたように、そういった方、私もこの間、まほろば「あいサポート運動」の研修を受けさせていただきましたけれども、実に多様な障害があるのだと。これができる方、これができない方という組み合わせが、体も心も動きも非常に多様にあるのだなということは、それで勉強もさせていただいたので、まず、おつくりいただいて、それから先、障害の種別ごとに、対象がもう少し明確になったものでおつくりいただくほうが、きっと明確に伝わるのではないかなと思うのです。健常者という言葉がどうかわかりませんが、その方には必ずしもそんなにかみ砕かなくても、行政用語を使わないといった意識があればもっと届く文章ができるのではないかなと私は意見として思いました。でも、こういうものをつくっていただけてお届けいただくのはとてもいいことですので、バージョンツー、バージョンスリーを楽しみにしております。以上です。

続いて、別の質問ですけれども、ドナー登録について質問させていただきたいと思えます。

2年ほど前まで、尾崎元県議が3年ほど続けて骨髄バンクのドナー登録について質問をさせていただきました。それで、県では、奈良県の骨髄バンクのドナー登録の状況が、人口割で見ますと全国で最下位をその当時も続けていたので、県としても力を入れて、献血との併設型の登録会を開催していくというご答弁を知事から賜り、平成27年度で13回開催をしていただきました。その前までは4回ですとか、3回ですとか、少ない回数でしたので、大きく回数を伸ばしていただいて、平成27年度は181人の登録があったということですが、全国的に同様に伸びも進んでおりますので、全国順位で見ますと、対1,000人当たりのドナー登録数は変わらず全国下から2番目ということでございます。この間の一連の取り組みを、見ていただいてどう思われるかというのを質問させていただきたいのが、1点目です。

もう一つは、ドナー登録を開催しようとしても、登録の説明員が十分にいないと、併設型といえども開催することはできないということでしたけれども、例えばドナー登録の説明員の養成ですとか募集ですとかを、県としてお取り組みいただくことはお考えいただいているのか。例えば全国で、最下位が今長野県ですがけれども、長野県は骨髄バンクボランティアドナー登録説明員の募集ということで、県でこの事業を実施されようとしておりま

す。こういった取り組みもドナー登録説明員がないからできないということであれば、県としての努力ができるのでないかなと思っております。

もう1点は、ドナー登録をされて、マッチングがうまくいきましたと。マッチングがうまくいったのだけれども、その後5割の方が移植に至っていない。移植に至っていない理由は、お仕事が休めないとかいろいろ理由があるのですけれども、4割の方がお断りになる。この4割を少なくしていくために、助成制度を実施されているところもごさいます。調べてみますと、市町村の助成ですけれども、全国で8つの府県は、助成されている市町村に県が助成をされているのですけれども、こういったお取り組みについて、県としての考え方をお聞かせいただければと思います。以上です。

○中井保健予防課長 3つのご質問がありましたので、まず1点目から、相変わらず奈良県は、全国的に1,000人単位でのドナー登録数が下から2番目という状態ですが、これまでどういう取り組みをしてきたかというご質問でございます。

県につきましては、これまで、まず骨髄移植に対する正しい認識をしていただくということで、県民に対する普及啓発、ホームページ、またはリーフレットを配布するなど、それから10月に、骨髄バンクの推進月間がございまして、保健所なり市町村の窓口で普及啓発のパンフレットを配るなど、啓発に努めてまいったところでございます。また、なら骨髄バンクの会というボランティア団体がございしますが、そちらの団体に一部委託しまして、複合型の商業施設等で、ターゲットにした啓発、物品等を利用した街頭キャンペーンを支援させていただくという取り組みをしております。先ほど、委員がお述べになりました献血、併行型のドナー登録会も開催してございまして、過去、三、四回しかしていなかったものを、昨年度は13回という回数にふやしまして、前年よりも40名近く多い方の登録をしていただくこととなりました。今後も、そういう併行型のドナー登録会等の機会を充実させて、登録者の増加につなげていきたいと思っております。

2つ目、説明員についての養成がどうかという話でございます。

県におきましての骨髄バンク、ドナー登録につきましては、まず、骨髄バンク事業自身は、あっせん事業者である公益財団法人日本骨髄バンクという団体と、それから支援機関である日本赤十字社、それから地方公共団体のこの3者の協力で成り立っている事業でございます。具体的に奈良県におきまして、奈良県赤十字血液センターと、先ほど申しましたボランティア団体のなら骨髄バンクの会、それと県が連携してドナー登録を進めております。献血と併行したドナー登録会とか、直接の窓口、登録窓口であります血液センター、

それから献血ルーム、それから保健所の登録窓口での登録という手法がございます。その中で、献血と併行した場合につきましては、医師とか看護師とか、説明する方が、献血の場所にも同じようにおられますので、その部分につきましては支障がないのですが、単独でドナーの登録をする場合につきましては、医師、看護師等がそこに常駐する必要がございます。また、ドナー登録につきまして、まず、制度を十分理解していただくことが登録するための要件になっておりますので、説明員にそこにいていただくことが必要になってきます。奈良県の場合でしたら、先ほど申しましたボランティア団体のなら骨髄バンクの会の方がボランティアで、登録について説明をしていただいているという状況でございます。説明員が少ないから登録会が少なく、登録の数も少ないのではないかとご意見でございますが、あくまで、この事業の主体につきましては日本骨髄バンク、またはそのボランティア団体の骨髄バンクの会等のボランティアを通して説明していただくというふうに、今のところは考えております。

他府県の事例もご紹介いただきましたので、参考に研究させていただいて、今後県として対応できるかどうか検討をさせていただきたいと思っております。

3点目でございます。市町村等で、実際に登録した方が提供または採取されるところに行くために、助成事業をつくっているところがあります。その市町村の助成に対して、県が助成しているところがございます。

全国的には、例えば埼玉県では全市町村が助成制度を設けておりまして、その助成額の2分の1を県が助成しておるという事例がございます。近畿府県では、京都府も同じような制度を設けております。県内では、市町村ベースでは、橿原市が平成26年度よりドナー支援事業を実施しております。ドナーの通院、入院に対して1日2万円、7日間を限度、それからドナーを雇用している事業所に対しては、ドナー1人につき通院、入院1日1万円、7万円限度という制度を設けております。

県としては、ご紹介いただきましたような制度、他府県の状況から県内市町村の意向も踏まえて、ドナーに対する助成制度について研究してまいりたいと思っております。以上でございます。

○猪奥委員 はい、ありがとうございました。

先立って、近鉄奈良駅にある献血センターにお邪魔をいたしましたら、入り口のところにドナー登録を受け付けていますという用紙が貼ってあって、事前受け付けをしてくださいと書いてありました。事前受け付けが必要なのですかと問い合わせると、ドナー登録は

受け付けられる格好にはなったのですけれども、日本赤十字社として、ドナー登録を積極的にふやしていこうという姿勢が見えないなと思った次第です。中で見ておきますと、ドナー登録をされる方には献血をされますかという働きかけはあるのですけれども、逆に献血をされる方には、ドナー登録をされますかというお働きかけは、見ている限り1件もされてなくて、お聞きにならないのですかと聞いてみると、それはしてないですねというような、たまたま私がお話をさせていただいた受付の方はそうおっしゃっていました。

本来的には日本赤十字社にもご協力をいただいて、法律もできたことですしドナーになっていただく方にお声がけをしてふやしていくべきなのかなと、思っているのですけれども、日常業務の中にどれぐらい取り込まれてるかというのが、難しいのかなと思うのです。そんな中で積極的に、専門的に声をかけていかれるドナー登録の説明員がお一人でもふえたら、一緒に献血の車に乗って、帯同して、お声がけをしてくださる方が1人でもいらっしやったら、ぐっと数はふえるのではないかなと思うのです。積極的にドナー登録が必要だという啓発啓蒙の活動はしていただいているのですけれども、では、それがどこでできるのか、どれぐらいの時間がかかるのかという、もう一步踏み込んだ説明をしてくださる説明員を県で育成をする、説明会を開催するというようなことで、ふえていくと思いますので、ぜひお取り組みをいただければと思います。長野県ですとか、大分県ですとか、群馬県ですとかも、同様のお取り組みをされていました。各地それぞれ、2名、3名、5名というようなそれほど多い数字で募集されていなかったもので、1人当たりのインパクトが非常に大きいと考えています。ぜひ、ご検討ください。

それから、ドナーのマッチングをした方に対する、骨髄移植でのドナーへの助成金ですけれども、現在、櫃原市でしていただいています。形としては、ご存じのとおり、休業手当という格好で支給をされていて、ドナーがマッチングして、移植ということになれば、おおよそ5日から7日ほど会社を休まないといけないと。会社を休んでドナー提供ができるかという、なかなかそうでもない会社もたくさんあって、お金の問題も多分にあるかとは思いますが、どちらかというワークライフバランスの視点ですとか、会社がどういうふうなそういった尊い目的でお休みをされる方に対して、休ませることができるかというのは、非常に大きな視点であると思います。櫃原市はかなり進んでいて、お休みをされる方だけではなくて、事業者側にも1日1万円を掛ける、7万円を上限に制度設計されておりますので、非常に誇らしい制度だと思うのですけれども、マッチングをした結果、移植に至らないケースは大体49.5%、半分だということです。そのうち3割の

方が有給休暇を取得しづらいという理由で、移植の手術に至らないということです。白血病は移植ができれば助かる率がぐっと高くなる病気でもございますし、有給休暇として取得しづらいのをさせてあげることができるという、県として行政として大きな後押しの意味があるかと思っておりますので、ぜひ奈良県でも取り組みをしていただきたいと思います。

ちなみに、埼玉県は全国の中で唯一、全市町村でやられているということですがけれども、ご担当の方にお聞きをすると、全部でやらなくては意味がないということで、その方が全市町村のご担当者を何度も説得して回って、県内で統一の実施に至ったという話もお聞きしました。

数万通りのマッチングを経て、大体9割のマッチングができるそうですけれども、6割の方しか移植に至らないというのは、ほんの少しの行政の補助でできるとすれば、非常に尊い補助であると思っておりますので、ぜひどうかご検討ください。以上です。

○梶川委員 1点聞かせてほしいのですが、先ほどから説明も出ておりますけれども、障害者の差別解消の法律がこの4月から施行されて、県では障害のある人もない人もという形で、昨年からの発足をして、それなりの取り組みをしておるわけですが、そこで、特定した1人の障害者のことを聞かせてほしいのですけれども、いわゆる盲導犬とか聴導犬という犬を利用して、大方盲人とか聴力障害のある人にあるわけですが、奈良県では利用されている方が何人おられるのか、利用したいのだけれどもなかなか手に入らないというような待機中の方が何人かあるのでしょうか。そこを聞かせてほしいと思います。

○芝池障害福祉課長 私から、梶川委員の視覚障害者及び盲導犬の状況についてお答えをさせていただきます。

平成28年3月末現在で、県内の視覚障害のある方は5,112人いらっしゃいます。また、盲導犬は奈良県では平成27年7月末現在で13名の方が利用をされている状況でございます。

待機者についてでございますが、県では身体障害者補助犬を必要とする障害者に貸与するために、訓練事業者が補助犬の育成のために要した費用の一部を補助しております。盲導犬等を必要とする方の要望に応えられるよう、平成23年度からは予算額も増額して対応しておりまして、ほぼ要望にお応えできているところでございます。

今年度につきましても、現在、貸与希望者の募集を行っているところでございます。今後とも視覚障害のある方の社会参加、そして自立を促進するために補助犬の利用を希望される場合には、その要望に応えられるよう努めてまいります。以上でございます。

○梶川委員 盲導犬はわかったけれども、聴導犬とかで、訓練を受けた犬も二、三種類あるのではないですか、補助犬という言い方もあると思うのですけれども。まだ不勉強でわからないところがあるのですが、わかりますか。

○芝池障害福祉課長 補助犬には盲導犬、聴導犬、介助犬とございます。先ほど、盲導犬は13人の方が利用していただいていると申しましたが、聴導犬につきましては4名の方、介助犬につきましては1名の方に、ご利用いただいています。介助犬については肢体不自由の方、そして聴導犬につきましては聴覚障害2級の方にご利用をいただいている次第でございます。以上です。

○梶川委員 人数が随分少ないですから、あまりトラブルは起こらないと思うのですけれども、そんな店、レストランがあったかどうか、あったような気もするし、個々の店を調べていないからわからないのですけれども、奈良県内ではそういった盲導犬や聴導犬を連れて入店するとか、ホテルに泊まるとか、そういうことを拒否してはならないと思うのですけれども、そういう店はあるのでしょうか。指導された実績とか、特にないのですか。

○芝池障害福祉課長 奈良県では、今、まだ相談はお受けしておりません。ただ、委員がおっしゃっているように、補助犬につきましては帯同拒否をしてはならないとなっておりますので、それにつきましてはきょうお配りしているこのガイドラインにも記載をさせていただいておりますし、また、平成25年8月から行っております「あいサポート運動」の中にも、補助犬の帯同についても記載させていただきまして、周知を図っているところでございます。以上です。

○梶川委員 わかりました。この前、毎日新聞にも出ましたし、私が預かっている社会新報にも出ていたのですけれども、14年ぐらい前に、身体障害者補助犬法ができて、それによって入店拒否をしなさいいけないということがうたわれているのですけれども、そんな法律があるのを当事者の盲人の方も、あまりご存じないということですので、今度、こういう条例、法律がまた新たにできても同じようなことでは、いけないと思うので、しっかり日本盲人会連合に働きかけて、よく徹底する。それから、業者にも徹底をする。このパンフレットを持って、徹底をしていただきたいと思うのです。

このパンフレットができているのですけれども、いろんな業界に働きかけて、業界研修あるいは社内研修などに使ってもらうように働きかけてほしいと思うのですが、そういう実績は既にあるのでしょうか。

○芝池障害福祉課長 このガイドラインのパンフレットに関しましては、企業団体等、各

種事業者には行き渡るように配布を既にさせていただいております。また、事業者から申し出がありました場合につきましては、条例等の説明会にも伺わせていただいております。

今後は積極的に事業者の説明会等を行いまして、盲導犬等の帯同の拒否などないように普及啓発を図っていきたくと思っております。以上です。

○梶川委員 結構です。しっかりお願いいたします。

○小泉委員 1点質問したいと思います。

担当の課はそろっておられるのですがけれども、いわゆるがんの問題でございますけれども、6月の中央公論で、全国の2次医療圏のがん死亡率が発表されておりました。それを見ておりますと、奈良県で、特に五條地区を中心に、南和医療圏で、胃がんであれば男子で15位、女性で14位と、ワーストのほうからですよ。344という医療圏の中で、下から14位や15位という状況であったり、また肺がんも、非常に悪い数字が出ていたわけでございますけれども、ほかの奈良であるとか、あるいはまた西和であるとか、東和であるとかですね、中和であるとか、そういうところは真ん中ぐらいであったわけでございますけれども、なぜ五條を中心とした吉野のほうで死亡率が非常に高いのかというところで、実情、現状、あるいはまたそれに対する対応等ありましたら、お教え願いたいと思っております。

○中井保健予防課長 今、委員からご紹介ありました中央公論6月号の2次医療圏別の全リストにつきましては、国際医療福祉大学の埴岡教授が民間企業と共同で作成したデータベースと伺っております。その中で、特にがんの部位別の死亡率のワースト30を並べたとお聞きしております。このデータですが、標準化死亡比というデータを使っておりまして、つまり全国を100としたときにそれぞれの医療圏が100に対してどうかというところで比較を行っていることになっております。

各医療圏ごとの単純比較というのはなかなか難しいかなと思っております。統計学的にいかどうかも若干不明なところがございます。私ども、国とか都道府県が使っておりますのは、75歳未満の年齢を調整して死亡率ということで使っておりますが、それよりは若干精度が落ちるので、データの限界を理解した上でご利用くださいと論文の中で述べられております。ですので、当該データの順位が低いからといって、一喜一憂するのではなくて、2次医療圏の地域ごとの地域格差があるのではないかということの示唆であったと理解しております。

この記事の内容につきまして、読み進みますと、がんの死亡率の高い要因としてはがん

の予防につながるがん検診率の低さとか、がん医療の体制の均てん化が進んでいないことが考えられると記事の中では述べられております。このうち、がん医療につきましては、がんの患者がどこでも質の高いがん医療を受けることができるように、2次医療圏におおむね1カ所、計5カ所のがん診療連携拠点病院を設けております。また、その拠点病院と連携をとりながら、専門的な医療を行う支援病院を3カ所設置しております。

ご指摘のありました南和医療圏につきましては、医療の提供におきまして拠点病院がない空白医療圏となっておりますが、このたび南奈良総合医療センターが開院しました。当病院において、今後、外科的な療法とか、科学的な療法によりまして、がん診療の充実を進めるということで、地域がん診療病院としての指定を目指されて、第2期の奈良県のがん対策推進計画の目標の一つであります、がんにならない、がんで若い方が亡くならないための取り組みを進めて、ひいては死亡率の減少につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○小泉委員 一般論を述べていただきました。ありがとうございます。今、なぜ南和医療圏のがん死亡率が多かったのかという原因を明確に答えていただけないでしょうか。例えばがん診療連携拠点病院がなかったためであるとか、いろいろなことが要因としてあるのではないかなと思うのですけれども、南和が非常に悪かったのは一体何なのかということ、もう1回明確に答えていただけたらありがたいです。

○中井保健予防課長 2次医療圏の場所ごとのがん登録のデータにつきましては、今、地域がん登録ということをやっております、最近、全国がん登録が始まっております。ただ、そのデータが今は収集中でございます、平成29年度以降に使えるものになるということです、まだ十分な、精査されたデータになっておりません。ということで、データから見たエビデンスのあるお答えがなかなかできないという状況でございます。ですので、例えば医療の空白地ということで、それが原因となった場合はどうかということで、先ほど南奈良総合医療センターに期待をしているということを申し上げた次第でございます。以上です。

○小泉委員 わからないのですけど、なぜ、南和だけが悪いのかということ、地域の実情に応じてデータをだしていただけるとありがたいのですけれども、それ以上はもらえなかったらどうしたらいいかなと思ったわけです。視点を変えまして、がん患者さんがおられますね、今まで、南和医療圏におられたと。そういう方々はどういうふうに対応されてきたのですか。わかればと思いますけれども。

○渡辺医療政策部長 これからということですか、これまでということですか。

○小泉委員 これまでということですか。

○渡辺医療政策部長 もちろん、これまで南和医療圏におきまして、がんだけではなくて医療提供体制が十分ではなかったということを鑑みまして、今回の南奈良総合医療センターの整備に至ったということでございます。

それから、おかげさまで50名を超える医師が、医大から着任しておりますので、今後、がんの診療におきましても、南和地域へのがんの診療は充実してまいるといことになり、先ほどの拠点病院、支援病院ということの実力も十分兼ね備えた機能、そしてソフト面の充実というの、お約束できるかと考えております。

それと、答弁がすれ違いになっておりましたけれども、南和医療圏が本当のがんの死亡率が高いのかどうかというのは、多面的、科学的にもう一回確認、評価したほうがよいと思いますので、そのあたりはもう少しデータがそろった時点で評価してまいりたいと考えております。

○小泉委員 いずれにいたしましても、がんの死亡率が高いということは何かのデータに基づいて、先ほど課長が言われたけれども、出されているわけございまして、そういう点ではいろんな要因が多分あったと思うわけございまして。その要因はやはり分析も解析もしていただきながら、何が必要だったのか、何がだめだったのかというところを明らかにしていただく必要があるのではないかなと思います。

来年度から地域連携の拠点病院として、南和につくるという意向を聞いたのでございませけれども、しかし、今まではどうだったのかということになってくるわけございまして、がん対策というのは健康寿命日本一のためにも大切だと言われているわけですから、もう少し本腰を入れて、南和地域においても対応していただくように、よろしくお願いをしておきます。終わります。

○井岡副委員長 先日、3月の予算委員会で奈良県総合医療センターの一時借入限度額を40億円から80億円に引き上げられたときの議決を求められまして、議決しましたけれども、そのときの答弁で、80億円を今度引き下げるときに議決が要るのかと言いましたら、そのときは要らないと言われましたけれども、もう一度、答弁いただきます。

○渡辺医療政策部長 井岡委員がお述べのように、3月16日に開催されました2月議会の予算委員会におきまして、一時借入金を40億円から80億円に引き上げていただきたいということを提案いたしまして、議会でご承認いただいたところでございます。その際

に、今度は逆に引き下げの場合の議決につきましてご質問いただいたところ、当方理事者側から、引き下げの場合は議会の議決は必要ないという趣旨で答弁させていただきました。これは完全な事実誤認でございまして、一時借入金の引き下げの際でございまして、病院機構の中期計画の変更に該当いたしますので、議会の議決は必要となります。間違った答弁をいたしまして、訂正させていただきますとともに、心からお詫び申し上げます。申しわけございませんでした。

○井岡副委員長 それで、委員会が終わって連絡をすぐいただきましたけれども、改めて説明をいただきました。そのときに、本来ならば引き下げのときの議決は要ると私は思っていましたので、その次の質問として引き下げをいつにされるのかということを開きたかったのですけれども、それについて具体的な答弁はございましたか。

○野村病院マネジメント課長 借入限度額の引き下げについての、時期的なものということで、答弁が曖昧になりまして、大変申しわけございませんでした。

県立病院機構につきまして、ご承知のように平成26年度に地方独立行政法人化されました。そして、初年度に約29億円の損失でございます。平成27年度決算につきまして、厳しい収支状況が続いておりまして、確定の報告はまだでございまして、厳しい状況ということ聞いております。そうしたところで、2月議会におきまして短期借入額40億円から80億円の増額を議決いただいたところですが、病院機構は、独立行政法人でありますので、業務や決算の報告を原則県で事後にチェックする仕組みとなっております。これは独立行政法人が権限と責任を持ちまして、自立性と独立性が、法人に尊重されるべきもので、過度に行政機関が介入しないという趣旨でございまして、県としては現在の病院機構の経営状況を、極めて深刻に捉えておりまして、法人の設置者として、今後、病院機構の経営改善に積極的にかかわっていくことを考えております。

具体的には、昨年度末から県と病院機構で共同で詳細な経営分析を続けております。さらに今後は、病院機構の外部の評価委員会、既にごございます県の附属機関の評価委員会に入る形になりますけれども、病院経営に精通した何人かを臨時に任命いたしまして、経営改善の検討チームを立ち上げまして、経営改善計画を策定していただきたいと。そうしたところで経営改善を加速させ、今年度、上半期までには一定の方向性を得たいと考えております。得られた経営改善計画に基づきまして、今年度中に病院機構に中期計画の変更を求めまして、誠実に経営改善計画に取り組んでいただきたいと考えております。

こうしたところから、まずは経営改善計画を策定しないと、短期借り入れ枠の上限額は、

委員お述べのように、引き下げないといけないですけれども、上限引き下げの時期は現段階で明確には申し上げられないところでございます。以上でございます。

○井岡副委員長 独立行政法人にした本来の目的ですけれども、これは経営の改善というか、好転化に向かうわけございまして、その中で、初年度で、平成26年度の中期計画を議決しましたけれども、1年で29億円の損失が出る。本来ならば、例えば、言い方は悪いですけれども、村や僻地の南和医療とか、条件の悪いところで赤字が出る。これならわかるんですけれども、西和医療センターと奈良県総合医療センター、こんないい立地のところで、初年度で29億円の損失が出て、40億円を80億円に一時借入れを上げてくれと言って、よく議会も議決したと。前回、予算委員会で私しか質問しませんでした、ほかの方から質問が出るのかなと思ってましたけれども。やはり重大なことだと認識してもらわないといけないと思います。独立行政法人になって、議会が関与することが少なくなった。当然ながら、理事者も関与することが少なくなった。南奈良総合医療センターは、企業長に県の部長級が出向してちゃんと管理、経営をしている。医大も独立行政法人でも、理事に県の現職の職員が行って、ちゃんと経営改善をされておられます。その中で、奈良県総合医療センターは、去年から見ますと、理事がほとんど医者の方々の、理事には県の方がおられない。今回、初めてOBが行かれたということで、全くもってこの経営、運営自体がちゃんとされていないと捉えるわけでございます。新しくできる新奈良総合医療センターは別のお話でございまして、それ以前の話で、現状でこれだけの赤字が出ることは大変な問題だと認識しておりますけれども、今後、独立行政法人に議会が関与できるといったら、この中期計画の議決しかないのです。この間も簡単に、40億円から、80億円に済まされましたけれども。

20年ぐらい前に大和高田市立病院で、3億円の一時借入をして、大変だと大騒ぎした記憶がございます。3億円の一時借入をただけで、大和高田市立病院は経営破綻するのではないかと行ってそんなうわさも飛んだことがあります。そんなことから比べると、29億円の損失で一時借入をしたというのはどうか。今、大和高田市立病院は、黒字になって、設備もやられておりまして、ちゃんとした病院に返っております。その中で、どうしてここだけがこれだけ赤字が出るのか不思議でならない。

独立行政法人にした意味がないのではないかと。もう独立行政法人もやめて、返すぐらいの気持ちにならないと。どうして独立行政法人にしたのか、経営改善しないといけないのに、給料上げただけだとこの間の説明でしたけれども、給料なんてどこでも上げてます

でしょう、医大でも。独立行政法人になったことが、リハビリセンターをなめていると思います。関与できないこの仕組み自体にも問題がありまして、今後、中期計画については奈良県条例の中で、議会がつくった計画の議決の案件をその前議会、前々議会から上げるという手順に入っていない法定契約なので、これは議決に上げてないのですけれども、やはり議会もそういうものを精査する前に、まずは理事者から何か強い改善計画で、知事のリーダーシップをとっていただきたいと思いますけれども、何かご意見あれば、部長、お願いします。

○渡辺医療政策部長 今、井岡委員からご指摘いただいたこと、もうまさにそのとおりでございます。独立行政法人化してこのような形になったということで、病院マネジメント課長からも説明させていただきましたけれども、経営改善検討チームを立ち上げさせていただくに当たりまして、私も含め、全国でも自治体病院の経営改善に携わった有識者の方々を5月から複数名当たって、訪問しまして、いろいろヒアリングをさせていただいてるところであります。その中でも独立行政法人化2年が経過する中で、こういった状況というのは非常に厳しい評価をいただいているところです。

もう待たなしの改革、改善策が必要という認識のもとで、経営改善検討チームと一緒にになりまして、病院機構にこうしたほうがいいのではないかという提案、提言をしていきたいと思っておりますし、病院機構にはそれをしっかりと受けとめて一日も早く、その経営改善策に着手してもらわなければならないと考えております。

また、平成27年度の決算が確定した後にもいろいろとご報告、ご相談差し上げなければいけない部分が出てこようかと思っておりますけれども、本当にこれは大きく重たい事案だと認識しておりますので、気を引き締めて対応してまいりたいと考えております。

○井岡副委員長 いわば責任問題になるような事案だと思いますけれども、その辺を注意深くしっかりと、例えば西和医療センター、奈良県総合医療センター、リハビリセンター、どれが経営改善をしないといけないのかわかりませんが、大胆な改革をしなければ、南奈良総合医療センターが動き出したので、一番の今回の問題、これからの問題であって、ましてや新奈良県総合医療センターが大きくでき上がって、そこへ起債を受けたりとか借金を起こしてやりますので、それも影響がかなり大きいと思っておりますので、経営陣の強い指導なり、県からも部長級以上の者が出ていって、経営改善をするぐらいの意気込みでいかないと、かなりしんどいと思っております。自治体病院は、崩れるときはがががって崩れる。国保中央病院、実は地元もそうですけれども、去年、1人しっかりした者が来ただけ

でも、一挙に黒字に変わりました。そんな中で病院長がちょっと気を緩めたら、ぐうっとう行ってしまうので、大幅な改革、そして、今後の運営に、新奈良県総合医療センターができますので、十分にこの辺を見据えていただきたいと思ひますし、おいおい説明もさせていただきます。以上でございます。

○小林委員長 他にございせんか。

他になければこれもちまして、質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもって最後になるかと思ひます。

昨年5月より、委員各位には当委員会所管事項であります社会福祉及び医療・保健に関し、終始熱心にご審議いただきました。また、理事者におかれましても種々の問題につきまして積極的な取り組みをしていただきました。

おかげさまをもちまして無事任務を果たすことができましたことを、委員各位及び理事者の皆様に厚く感謝申し上げます。簡単でございますが正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

それでは、これもちまして、本日の委員会を終わります。